

若い世代の移住や定住を応援します

39歳以下の新婚世帯と、45歳以下の人のマイホーム取得を支援

□新婚世帯マイホーム取得支援事業

結婚を機に市内で新生活を始めた夫婦に住宅取得費の補助を行っています。

●対象 次の全てに該当する人

▷令和3年1月1日以降に婚姻届が受理された▷婚姻日時点で、年齢が夫婦共に39歳以下▷婚姻日から1年以内に住宅を取得している▷夫婦の所得が400万円未満▷取得した住宅に住み、市の住民基本台帳に登録されている▷申請者とその同一世帯の人が市税を滞納していない▷申請者とその同一世帯の人が暴力団や暴力団に関係していない



新婚世帯支援

●申請期間 1月1日までに住宅を取得した人は3月31日まで

●補助金額 最大30万円

●必要書類 交付申請書、誓約書、所得証明書、登記事項証明書など

※詳しくは、市公式サイトで確認してください。

□U-45マイホーム取得支援事業

45歳以下で市内に新しく住宅を建てた人や、住宅を購入した人は、申請するとやなば加盟店で使える5万円分の商品券がもらえます。1月1日までに住宅を取得した人は、3月31日までに申請が必要です。忘れずに申請してください。



U-45

※申請方法や書類など、詳しくは、市公式サイトで確認してください。

※新婚世帯マイホーム取得支援事業とU-45マイホーム取得支援事業の重複申請はできません。

【問】市企画課総合戦略推進係 (☎77・8423)

年末年始休みのお知らせ



■はお休み

業務・施設	29 (水)	30 (木)	31 (金)	1/1 (土・祝)	2 (日)	3 (月)	4 (火)	5 (水)
市役所、各公民館など*、体育施設*、歴史民俗資料館(北原白秋記念館)、市シルバー人材センター、コミュニティバス								
小中学校(学校閉庁日)	※1月4日の連絡は学校教育課教務係(☎77・8863)へ							
市民文化会館								
柳川古文書館、図書館、水の郷、サンブリッジ、まほろばやまと	※柳川温泉は1月2日と3日、午前10時から午後5時まで短縮営業							
可燃ごみの収集								
不燃ごみの収集	※1月3日の収集は8日に振り替え							
資源物の収集								
有明ひまわりセンター、橋本処分場								
柳川清掃センター(三橋町久末)	※12月29日は正午までの短縮営業							
し尿のくみ取り、浄化槽清掃								
柳川よかもん館	※12月30日と1月2、3日は短縮営業。問い合わせは同館(☎72・9510)へ							
有峰苑みやま柳川(火葬場)								

※各公民館など=大和生涯学習センター、三橋生涯学習センター、各校区公民館・コミュニティセンター、ふれあい自然の家、旧戸島家住宅

※体育施設=市民体育館(テニスコート、弓道場含む)、市民有明総合グラウンド、市民武道場、市民三橋体育センター、市民三橋グラウンド、市民三橋テニスコート、市民三橋武道場、大和B&G海洋センター体育館、市民大和グラウンド、市民大和テニスコート、市民大和ゲートボール場、市民中島武道場

先人から受け継いだ掘割を見つめ直そう

学識者や市民団体、川下り事業者などによる第三者委員会発足

市は11月26日、掘割と観光の共生のあり方検討委員会を設立し、その初会合を市民文化会館で開きました。一昨年から続くコロナ禍で、入込客数や宿泊客数、消費額が減少するなど大きな打撃を受けている市内の観光業。また、令和6年度には西鉄柳川駅西口に水路を引き込み、沖端にも共同乗下船場を設置するなど大きな転機を迎えています。

そこで市は、貴重な地域資源である掘割を見つめ直し、その価値を再確認することで柳川観光の魅力を高めようと、第三者委員会として同委員会を設立。委員には、学識者や市民団体、川下り事業者の他、国や県、西鉄の関係者など27人が就任しました。

第1回の会議では、委員長に九州産業大学の千相哲副学長、副委員長には市行政区長代表委員協議会の中川辰蔵会長と、水の会や市文化協会の立花民雄会長を選任。千委員長は「ウィズコロナの観光はリピーター獲得が大切。市民の共感を得て、観光客の満足度や地域の生産性を上げることが大事」とあいさつしました。



その後、掘割の成り立ちや市内観光の現状などを事務局が説明しました。

今後、毎月1回程度の会議を開いて持続可能な観光のあり方を検討し、夏以降に金子市長への提言をまとめる予定です。

【問】市観光課DMO推進室(☎77・8564)

「柳川市景観計画」の改正案に対する意見を募集

募集期間は1月5日から25日まで

市は「柳川市景観計画」改定案についてパブリックコメントを募集します。改定案は、平成24年3月の計画策定以降に生じた運用上の課題などに対応するもので、主な変更点は色彩基準の変更や国指定名勝水郷柳河の指定に伴う重点地区の範囲の見直し、新たな地区である公共交通軸地区(西鉄柳川駅前から大川市境までの国道208号沿線)の指定などに対応するものです。皆さんの意見を聞かせてください。

●募集期間 1月5日(水)～25日(火)

●閲覧場所 市都市計画課(柳川庁舎2階)、大和三橋庁舎市民サービス課、市立公民館、コミュニティセンター、あめんぼセンター、水の郷、市民文化会館(それぞれ閉庁、閉館日は閲覧不可)

※市公式サイトでも閲覧できます。

●意見を提出できる人 ▷市内に住んでいるか、市内に通勤・通学している人▷市内に事務所や事業所がある個人や法人、団体など

●提出方法 閲覧場所に備え付けの意見等申出書に必要事項を記入し、市都市計画課都市計画係(〒832-8601、本町87番地1、FAX73-2516、電子メール



toshikeikaku@city.yanagawa.lg.jp)へ直接か郵送、ファックス、メールのいずれかで提出

●意見の取り扱い 提出された意見は、市の考え方とともに市公式サイトで公表

※改正案に対する賛否だけを示したもののや、関係のない意見には市の考えを示さない場合があります。

【問】同係(☎77・8552)



意見募集